

○阿南市補助金等交付規則

平成30年3月9日

阿南市規則第3号

市費補助規則（昭和33年阿南市規則第3号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 補助金等の交付の申請及び決定（第4条—第10条）

第3章 補助事業の遂行等（第11条—第18条）

第4章 補助金等の返還等（第19条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、法令その他の定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 補助金等 阿南市（以下「市」という。）が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

ア 補助金

イ 交付金

ウ 利子補給金

エ その他相当の反対給付を受けない給付金で市長が別に定めるもの

（2） 補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

（3） 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

（4） 間接補助金等 次に掲げるものをいう。

ア 市以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの

イ 利子補給金又は利子の軽減を目的とするアの給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

（5） 間接補助事業 前号アの給付金の交付又は同号イの資金の融通の対象となる事務又

は事業をいう。

(6) 間接補助事業者 間接補助事業を行う者をいう。

(通則)

第3条 補助金等の交付は、公益上必要がある場合において、市の予算の範囲内に限るものとする。

2 補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令等及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付を受けようとする補助事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が定める関係書類を添えて、その定める期日までに市長に提出し、その申請（以下「交付申請」という。）をしなければならない。

(1) 当該補助事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 補助事業の目的及び内容

(3) 補助事業に要する経費及びその配分、補助事業の完了の予定期日その他の補助事業の遂行に関する計画

(4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

(5) その他市長が必要と認める事項

(補助金等の交付の決定)

第5条 市長は、交付申請があった場合には、必要に応じて現地調査等を行い、当該交付申請に係る補助金等の交付が法令等及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等その内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしなければならない。

2 市長は、交付申請が到達してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、これを公表するよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。

4 前項の規定により交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をするに当たっては、交付申請に係る当該補助事業の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(交付決定の除外要件)

第6条 市長は、交付申請をした補助事業者（以下「交付申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定をしてはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 市長は、交付申請者が前項各号のいずれかに該当するかどうかについて、必要に応じ警察署その他関係機関に照会するものとする。

(補助金等の交付の条件)

第7条 市長は、交付決定をする場合において、法令等及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 交付申請の額又は補助事業に要する経費の配分その他のその内容の変更(市長の定める軽微な変更を除く。以下同じ。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けるべきこと。
- 2 市長は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、当該補助金等の交付の目的に反しない限度において、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべき旨の条件を付することができる。
- 3 市長は、前2項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
- 4 交付決定に付する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度を超えて不当に補助事業者に対し干渉をするようなものであってはならない。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、交付決定をしたときは、速やかに交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にあってはその条件を、交付決定を受けた交付申請者(以下「被交付決定者」という。)に書面により通知しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第9条 被交付決定者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに、交付申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による交付申請の取下げがあったときは、交付決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに

付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 市長が前項の規定により交付決定を取り消すことができる場合は、交付決定後に生じた事情の変更（天変地異その他の被交付決定者及び間接補助事業者（交付決定に係るものに限る。以下同じ。）の責めに帰すことができない理由によるものに限る。）により、補助事業又は間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなった場合に限る。
- 3 市長は、第1項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、別に定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
- 4 第8条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

第3章 補助事業の遂行等

（被交付決定者等の責務）

第11条 被交付決定者は、補助金等が住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令等の定め並びに交付決定の内容及びこれに付された条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 間接補助事業者は、補助金等が住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業を行わなければならない。いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第2条第4号アの給付金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同号イの資金にあっては、その融通の目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

（補助事業の変更等）

第12条 被交付決定者は、交付決定に第7条第1項第1号又は第2号に規定する条件が付された場合において、市長の承認（以下「変更等の承認」という。）を受けようとするときは、市長の定めるところにより、変更等の承認に係る申請書に関係書類を添えて市長に提出し、その申請をしなければならない。

2 第5条、第7条（第1項を除く。）及び第8条の規定は、変更等の承認について準用する。

（状況報告）

第13条 被交付決定者は、交付決定に第7条第1項第3号に規定する条件が付された場合に

において、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由、今後の見通しその他必要な事項を書面により市長に報告しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、被交付決定者に報告を求めることができる。

(補助事業の遂行等の命令)

第14条 市長は、被交付決定者による状況報告等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該被交付決定者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、被交付決定者が前項の規定による命令に違反したときは、当該被交付決定者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第15条 被交付決定者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、市長の定めるところにより、補助事業の成果を記載した実績報告書に關係書類を添えて市長に提出し、その実績を報告しなければならない。交付決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、必要に応じて現地調査等を行い、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、被交付決定者に書面により通知しなければならない。

(是正のための措置)

第17条 市長は、前条の場合において、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを被交付決定者に対して命ずることができる。

2 第15条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金等の交付)

第18条 市長は、補助金等の額の確定後において、当該被交付決定者からの書面による請求により、補助金等を交付するものとする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、市長の定めるところにより、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

第4章 補助金等の返還等

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、被交付決定者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業に関

して交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等若しくはこれに基づく市長の処分違反したとき、又は第6条第1項各号のいずれかに該当することが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、間接補助事業者が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して法令等に違反したとき、又は第6条第1項各号のいずれかに該当することが判明したときは、被交付決定者に対し、当該間接補助金等に係る交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 第8条の規定は、第1項又は第2項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合について準用する。

(補助金等の返還)

第20条 市長は、交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、被交付決定者に対し、相当の期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 市長は、被交付決定者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、被交付決定者に対し、相当の期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 市長は、第1項の返還の命令に係る交付決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合(第6条第1項各号のいずれかに該当することが判明したときを除く。)において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第21条 被交付決定者は、第19条第1項の規定又はこれに準ずる他の法令等の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、その最後の交付の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次廻りそれぞれの交付の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、被交付決定者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還

を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとみなす。

- 4 被交付決定者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 市長は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第22条 市長は、被交付決定者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該被交付決定者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第5章 雑則

(理由の提示)

第23条 市長は、交付決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該被交付決定者に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第24条 被交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。)を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(立入検査等)

第25条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、被交付決定者若しくは間接補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示し

なければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(補助金等の経理)

第26条 被交付決定者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、他の経理と区分して収入額及び支出額を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 被交付決定者は、前項の帳簿及び補助事業に係る支出の事実を証する書類を、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第27条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(阿南市精神障害者居宅介護等事業実施規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 阿南市精神障害者居宅介護等事業実施規則(平成14年阿南市規則第35号)
 - (2) 阿南市高齢者向け優良賃貸住宅補助金交付規則(平成15年阿南市規則第25号)
 - (3) 阿南市同和地区持家建設利子補給金交付規則(平成14年阿南市規則第47号)
 - (4) 阿南市介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金交付規則(平成21年阿南市規則第24号。附則第4項において「交付規則」という。)
 - (5) 阿南市商店街共同施設設置費補助金交付に関する規則(昭和37年阿南市規則第1号)
(市費補助規則の改正に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の市費補助規則第4条第1項の規定により補助金交付の指令がなされた補助金については、なお従前の例による。
(交付規則の廃止に伴う経過措置)
- 4 附則第2項第4号の規定による廃止前の交付規則第11条の規定により交付された阿南市介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金については、なお従前の例による。
(阿南医療センター施設等整備事業補助金交付規則の一部改正)
- 5 阿南医療センター施設等整備事業補助金交付規則(平成28年阿南市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市費補助規則(昭和33年阿南市規則第3号)」を「阿南市補助金等交付規則

(平成30年阿南市規則第3号)」に改める。

様式第5号中「市費補助規則」を「阿南市補助金等交付規則の規定」に改める。

(阿南市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則の一部改正)

- 6 阿南市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則(平成15年阿南市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この規則において「浄化槽」とは、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽のうち、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上及び放流水1リットルにつきBOD20ミリグラム以下(日間平均)の機能を有し、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合する処理対象人員が10人以下のものをいう。

第3条第1項ただし書中「阿南市春日野地域下水道条例(平成18年阿南市条例第2号)第4条に規定する処理区域」の次に「、阿南市西春日野生活排水処理施設条例(平成28年阿南市条例第2号)第4条に規定する処理区域」を加える。

第5条第2項中「部分は」を「部分は、」に改める。

第7条中「、市長に提出しなければ」を「市長に提出し、その申請をしなければ」に改める。

第12条中「提出しなければ」を「提出し、その実績を報告しなければ」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 浄化槽法定検査契約書の写し

第16条第3号中「規定」の次に「(交付決定に付された条件を含む。)」を加える。

第18条を削る。

第19条を次のように改める。

(その他)

第19条 阿南市補助金等交付規則(平成30年阿南市規則第3号)及びこの規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第19条を第18条とし、第20条を削る。

様式第2号中「補助金申請内容」を「補助金の交付申請内容」に、「実績報告書を提出」を「その実績を報告」に、「阿南市小型合併浄化槽設置整備事業補助金交付に関する規則」を「阿南市小型合併浄化槽設置整備事業補助金交付規則及び阿南市補助金等交付規則」に改める。

様式第5号中「、第18条」を削り、「下記のとおり」の次に「、その実績を」を、「浄

化槽法定検査契約書」の次に「の写し」を加える。